

介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修等の継続を求める意見書

平成27年6月30日、経済財政と改革の基本方針2015（骨太の方針2015）が閣議決定された。

この方針には、社会保障分野の歳出を重点的に削減するため、次期介護保険制度改革に向けて、軽度者に対する生活援助サービス、福祉用具貸与及び要介護1～2の方々への介護サービス等について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含めた検討を行うことが盛り込まれている。

また、財政制度審議会においては、軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修費等について、原則として自己負担とする制度への切り替えが提案されている。

しかしながら、現行の介護保険制度による福祉用具のサービスは、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づき、適切なサービスを提供するものであり、高齢者の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図る極めて重要な役割を果たしている。

仮に、福祉用具貸与や住宅改修費が自己負担となれば、手すり、歩行器等の利用が減少し、転倒、骨折等の発生が増加、また、要介護1～2の方々を介護保険から除外することは介護度の重度化となる可能性が増加し、最終的には、かえって、介護保険給付の増大につながるおそれがある。

よって、国においては、軽度者向けの福祉用具貸与、住宅改修及び要介護1～2の方々への介護サービス等について、現行の制度のとおり、介護保険給付の対象として継続することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年9月26日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿
社会保障・税一体改革担当大臣 殿